

発議第 4 号

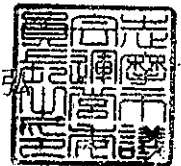
志摩市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月29日 提 出

志摩市議会議長 濱 口 三 代 和 様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 山 下



令和3年 6 月 29 日 可 決

志摩市議会会議規則の一部を改正する規則

志摩市議会会議規則(平成16年志摩市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条第2項中「請願を紹介する」を「前2項の請願を紹介する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する」を「前2項の請願を紹介する」に改め、同項を同条第3項とし、第2項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行	改正後（案）
（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故のため</u> _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第91条 委員は、<u>事故のため</u> _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> _____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

現行	改正後（案）
（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故のため</u> _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第91条 委員は、<u>事故のため</u> _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> _____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは</u>、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない

_____。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)